

金谷ホテル観光グループ 倶楽部金谷メンバーズ

CLUB KANAYA MEMBERS

入会のご案内

入会費・年会費無料

〈対象施設のご案内〉

金谷ホテル観光グループが運営する
4つの施設でお使いいただけます。



KANAYA HOTEL
KINUGAWA

鬼怒川金谷ホテル
栃木県日光市鬼怒川温泉大原 1394



KANAYA RESORT
HAKONE

KANAYA RESORT HAKONE
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 1251-16



鬼怒川温泉ホテル

鬼怒川温泉ホテル
栃木県日光市鬼怒川温泉滝 545



THE KEY
HIGHLAND NASU

THE KEY HIGHLAND NASU
栃木県那須郡那須町高久丙 3243-342

■お問い合わせ

金谷ホテル観光グループ
KANAYA RESORTS内「倶楽部金谷メンバーズ 窓口」
〒321-2526 栃木県日光市鬼怒川温泉滝 545
TEL:0288-77-2999 (平日10:00-17:00)
<https://members.kanayaresorts.com>



お問い合わせ
フォームはこちら



KHKG

金谷ホテル観光グループの会員制度「倶楽部金谷メンバーズ」にご登録いただけますと、グループ施設をより便利に、お得にお楽しみいただけます。

POINT 1

スマートチェックイン

会員カードのご提出でチェックインの際に必要なご連絡先等の記載が不要となります。



バースデーポイント

1,000 ポイント付与

POINT 4



お誕生日の前後15日以内にご宿泊いただけますと、通常ポイントの他に1,000ポイント付与いたします。

※会員ご本人様のみ対象、年1回のみとなります。※本ポイントはチェックアウト時に付与いたします。尚、当該ポイントは次回以降の宿泊からご利用いただけます。

ご宿泊料金の5%を ポイント加算

POINT 2



公式ウェブサイトまたは直接電話でご予約いただいたお客様に、ご宿泊料金の5%をポイント加算させていただきます。1ポイントは1円に換算し、次回以降のご宿泊料金に充当いただけます。

※宿泊料金のみがポイント加算の対象となります。その他の別注ご飲食代、売店ギフト購入、施設利用料、入湯税などはポイント加算の対象外となりますのでご注意ください。※団体料金や特別契約料金などはポイント付与対象外となります。

POINT 5

館内施設 優待のご案内

館内施設の一部でご利用いただける
ささやかな優待をご案内いたします。



※優待内容は宿泊日、宿泊施設により異なります。

POINT 3

新規入会時1,000ポイント、 ご紹介時500ポイント付与

会員カード発行時に初回入会として
1,000ポイント付与いたします。

ご紹介いただいたご友人や知人にご入会いただくと、
ご紹介者様に500ポイント付与いたします。



※本ポイントはチェックアウト時に付与いたします。尚、当該ポイントは次回以降の宿泊からご利用いただけます。※ご紹介ポイントは、会員登録時に紹介者情報を入力いただいた場合に適用となります。

スペシャルプランのご紹介

POINT 6



ダイレクトメール(Eメール等)にて
定期的にお得な情報をお届けいたします。

※特典は、公式サイトまたはお電話で直接ご予約いただいた場合が対象となります。他社予約サイト、旅行業者や保養所等経由の場合は特典対象外とさせていただきます。詳しくはお問い合わせください。

「倶楽部金谷メンバーズ」入会方法

倶楽部金谷メンバーズサイト

ご入会フォームよりお申し込みください。



<https://members.kanayaresorts.com>



会員カードはご宿泊の各ホテルにてお渡しいたします。

※会員カードの事前送付は行っておりません。

※当日フロントでお申し込みの際は、次回以降宿泊の際にお渡しさせていただきます。



第1条 名称

本会は、名称をCLUB KANAYA MEMBERS(倶楽部金谷メンバーズ)と称し、金谷ホテル観光グループ(以下、「当グループ」といいます)が運営いたします。

第2条 目的

本会は、金谷ホテル観光グループ宿泊施設(以下、「施設」といいます)をご利用されるお客さまに対し、更なるご愛顧をいただくために、相互信頼のもと、心よりお寛ぎいただけるおもてなしお役に立つサービスをご提供する会員制度であることを目的としています。

第3条 入会資格

満18歳以上の方で本規約及び諸規則をご承認頂き、所定のお手続きをされ、当グループにて会員として適格と認め、入会を承諾した方を会員(以下、「会員」といいます)といたします。なお、法人・団体での入会はできません。記載事項の記載漏れ又は審査の結果よりお申し込みの意に沿えない場合がございます。入会承諾のお知らせは、CLUB KANAYA MEMBERS事務局(以下、「事務局」といいます)からの会員カードの発送又はフロントでのお渡しをもってかえさせていただきます。

第4条 入会金及び年会費

入会金及び年会費は不要です。

第5条 会員カード

会員カードは、カードに記載の本人のみ有効で、第三者に譲渡又は貸与することはできません。

第6条 ポイント制度

1.本会の会員がご宿泊に際し、施設に直接電話、直接メールのご予約、もしくは当グループ運営の公式ホテルウェブサイトからの予約かつ、現金又はクレジットカードにてお支払いの場合に限り、ポイントを加算させていただきます。
2.チェックイン時に会員カードをご提出ください。チェックアウト時にポイントを付与いたします。会員カードのご提出がなかった場合は、後日のポイント付与とはできません。
3.旅行代理店経由の予約及び上記に該当しないウェブサイトからのインターネット予約につきましては、お支払い方法にかかわらず、ポイント加算対象外となります。
4.ホテルに直接予約をいただいた場合でも「宿泊券」、他社の「優待料金」「割引券」をご利用の場合はポイントの加算対象外となります。
5.下記のいずれかに該当する利用料金はポイント加算、充当対象外となります。
(1) 地方税(入湯税)
(2) 宿泊料金以外のお支払い(お土産、飲食代、電話、マッサージ、宅配、装花、タバコ、館内施設利用料等)
(3) ホテルが定めるポイント付与対象外のプランやメニュー、商品等
(4) ご宴会のご利用料金
6.会員特典のポイントは初回宿泊時より蓄積いたしますが、ご利用頂けるのは次回以降の宿泊からとなります。
7.会員カードの紛失、盗難により会員に被害が生じた場合でも当グループは一切の責任を負いません。

第7条 ポイントの有効期限

会員カードの最終ご利用日より2年間となります。
2年間ご利用がない場合、加算された全てのポイントは失効いたします。

第8条 入会のお断り

下記のいずれかに該当する方は、入会をお断りさせていただきます。
(1) 登録いただいた内容に明らかに虚偽があった場合
(2) 過去に当グループの施設で代金支払い遅延等トラブルがあり、会員として不適当と認められる場合
(3) 次に挙げる「反社会的勢力」に該当する場合
・指定暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」により都道府県公安委員会が指定した暴力団)の構成員・準構成員、その他の暴力団・暴力団員(暴力団の構成員・準構成員)、暴力団関

係企業(フロント企業・舎弟企業、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体)、準暴力団
・総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等・破壊活動、暴力的活動又は要求行為を行う個人又は団体・集団

・法的な責任を超えた悪質な要求行為、一方的に不買運動若しくは風説を流布する行為を行う個人又は団体・集団
・偽計を用い又は威力を用いて当グループの信用を毀損し又は業務を妨害する行為を行う個人又は団体・集団
・当グループとの取引(予約、利用、支払、付帯サービス等含む)に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う個人又は団体・集団
・その他、当グループあるいは各事業所で定めた個人・団体(4)前項に準ずる者、また前項に類する団体や組織に關与していると思われる場合若しくは密接交際者
(5) 刑事手配による手配、逮捕、検挙、起訴、有罪判決のあった場合
(6) 暴行、傷害、強要、脅迫、恐喝、詐欺及びこれに類する行為のあった場合
(7) 金谷ホテル観光グループの施設の宿泊約款又は施設利用規則等を遵守頂けない場合
(8) 当グループが会員として相応しくないと判断した場合
(9) その他社会通念上相当と考えられる事由のある場合

第9条 諸手続き

下記のいずれかに該当する場合は、会員から事務局へご連絡のうえ、所定の手続きをお願いいたします。
(1) 会員カードの紛失、盗難又は破損による再発行のご依頼
(2) 入会申込書の記載事項についての変更又は退会のお申し出

第10条 会員資格の更新・失効・除名

1. 会員資格の更新について、当グループ及び会員の相互より申し出が無い限り特定の更新作業はございません。
2. 下記のいずれかに該当する方は、会員資格を失効とさせていただきます。会員資格を失効した場合、会員の権利をすべて失います。
(1) 第8条のいずれかの事項にあたる場合
(2) 各会員規約の定める会員資格の失効・除名の条項に抵触する場合
(3) 会員の信用状況に重大な変化があった場合
(4) 会員特典以外の権利の主張や不当要求のあった場合
(5) 転居、転職等にて当グループから会員に対して一切の連絡ができてなくなった場合
(6) 会員カードの有効期限内にホテルの利用実績が認められなかった場合
(7) その他上記に準じる事由のある場合
3. 前項のうち当グループが会員として相応しくないと判断した場合は、会員資格を除名させていただきます。会員資格を除名された場合、原則として再入会は認められません。

第11条 会員規約の適用

本規約の適用は、下記のとおりとします。
(1) 本規約は、金谷ホテル観光グループの施設にて提供されるサービスを利用する会員全てに適用されるものとします。
(2) 当グループは、サービスの運営上、各施設別に利用規則、約款、規約、利用上の注意等の諸規定(以下、「諸規定」といいます)を設けることがあり、本規約に定めのない事項は、諸規定によるものとします。
(3) 当グループは、会員の承認なく本規約に新たな規定を追加、変更が出来るものとし、本規約を追加・変更した場合には、公式ウェブサイトへの掲載又は会報等にて告知するものとし、最新版を公式ウェブサイトに掲示するものとします。
(4) 会員は、本規約の変更後、本件施設を利用した場合、変更後の本規約を承諾したものとみなします。

第12条 個人情報の取扱い

当グループは、会員の個人情報(個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報という)を、当グループが別途定めるプライバシーポリシーの定めに従い取り扱うものとします。

附則:本規約は、2021年12月1日から施行いたします。